平成２４年（へ）第１２６号
兵庫県芦屋市松浜町１番15号
申立人　安全器材株式会社
代表者代表取締役　木原　直美
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月29日
平成24年７月６日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＡ74809
金額　200,000円
支払期日　平成23年12月10日
支払地　東京都新宿区
支払場所　株式会社りそな銀行新都心営業部
振出日　平成23年７月29日
振出地　東京都中野区
振出人　日本体育施設株式会社　代表取締役　奥　裕之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１２８号
神奈川県厚木市棚沢1576番地
申立人　株式会社原商会
代表者代表取締役　原　寿美
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月29日
平成24年７月６日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＵ223237
金額　260,163円
支払期日　平成24年５月25日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社三井住友銀行新橋支店
振出日　平成23年12月28日
振出地　白地
振出人　ネポン株式会社　代表取締役　福田　晴久
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１２９号
香川県さぬき市昭和字白羽乙77番20、商業登記簿上の本店所在地香川県高松市朝日町２丁目２番34号
申立人　讃高仮設リース株式会社
代表者代表取締役　濱田　譲二
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月29日
平成24年７月６日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＮ65903
金額　1,813,519円
支払期日　平成24年８月17日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社北陸銀行東京支店
振出日　平成24年４月20日
振出地　東京都北区
振出人　川田工業株式会社　代表取締役社長　川田　忠裕
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１３０号
千葉県市原市岩野見822番地12
申立人　有限会社東郷電気工業
代表者代表取締役　東郷　和男
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月29日
平成24年７月６日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ120648
金額　679,000円
支払期日　平成24年８月31日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行大手町営業部
振出日　平成24年４月27日
振出地　東京都新宿区
振出人　東亜建設工業株式会社　執行役員　管理本部経理部長　黒須　茂敏
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１３１号
愛知県愛西市本部田町鴨田83番地の６
申立人　海南エンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　大島　和之
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月29日
平成24年７月６日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ266166
金額　1,260,000円
支払期日　平成24年９月20日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社みずほ銀行銀座支店
振出日　平成24年５月21日
振出地　東京都中央区
振出人　荏原商事株式会社　代表取締役　島田　薫
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１３３号
東京都北区滝野川３丁目46番10号
申立人　協栄産業株式会社
代表者代表取締役　金子　護
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月29日
平成24年７月６日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＤ86293
金額　494,887円
支払期日　平成24年６月30日
支払地　東京都足立区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行千住中央支店
振出日　平成24年４月27日
振出地　東京都足立区
振出人　本町化学工業株式会社　代表取締役　寺沢　伸郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１３７号
東京都八王子市鑓水1668番地２
申立人　有限会社オレンジドア
代表者代表取締役　菅野　茂
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月29日
平成24年７月６日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ212897
金額　850,000円
支払期日　平成24年６月20日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社みずほ銀行新橋支店
振出日　平成24年２月20日
振出地　東京都港区
振出人　ナブコシステム株式会社　代表取締役社長　坂田　秀信
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３６８号
兵庫県西宮市樋之池町３番20―205号、前住所京都市下京区河原町通四条下る２丁目稲荷町324番地
債務者　松本　壮亮
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８０号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番27―1312号、前住所兵庫県尼崎市北城内89番地　フレクサンス尼崎102号
債務者　猪塚　裕二
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８８号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目64番地クラウド303号、前住所兵庫県尼崎市長洲東通３丁目２番33―206号
債務者　浦上　修一
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３号
広島県尾道市美ノ郷町本郷1310番地１
債務者　平野かおり
１　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係